

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回権利擁護専門部会 次第

日時 令和元年7月16日(火) 午後6時30分から
場所 文京区民センター3階 3C会議室

1 開会

2 議題

(1) これまでの取り組みと今年度の運営について

(2) これまでに抽出した課題やニーズからの現状把握、現状分析、課題の整理について

(3) その他

- ・地域自立支援協議会交流会について
- ・次回開催予定 10月 日 ()

【配付資料】

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱 【資料第2号】
- ・3年間の部会での成年後見制度に関する意見のまとめ 【資料第3号】
- ・平成28年度～30年度権利擁護専門部会 報告書 【資料第4号】
- ・令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 下命事項について 【資料第5号】
- ・令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会の運営について 【資料第6号】
- ・平成30年度権利擁護専門部会要点記録 【資料第7号】
- ・地域自立支援協議会交流会チラシ 【資料第8号】
- ・地域自立支援協議会交流会参加申込書 【資料第9号】

【資料第1号】

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

平成31年7月16日

※○は新メンバー

敬称略

役職名		委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長		高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員		松下 功一	文京槐の会 は～とぴあ2施設長
親会委員	○	藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター センター長
親会委員		安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
委員		新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃		美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃		浦崎 寛泰	弁護士
〃		箱石 まみ	司法書士
〃	○	安田 剛一	文京区民生・児童委員協議会 大塚地区
〃	○	山口 恵子	文京区知的障害者相談員
〃		杉浦 幸介	当事者委員
〃		久米 佳江	当事者委員
〃		平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区委員	○	岡村 健介	知的障害者福祉司
〃		渋谷 尚希	身体障害者福祉司
〃	○	加藤 たか子	予防対策課(保健師)
事務局		林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		田中 静恵	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		井美 有希未	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		神山 美樹	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		水野 早弥子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		山田 晶子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正
- 30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
 - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
 - (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課
- 14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

成年後見制度利用促進に関する法律を受けての成年後見制度の現在の課題

3年間の部会での後見制度に関する意見のまとめ

★権利擁護の新しい仕組みを作る必要があるのではないか

◎後見制度を利用する本人が利用しやすく安心できる支援体制ができていない

★費用面の負担

(報酬)

- ・障害年金でほとんどの方が暮らしている(収入)
- ・親亡き後に第三者の後見人が就任すると報酬が高く、後見制度を利用することが本人にとって良いことなのか疑問がある(H28)
- ・費用について、障害者の場合は期間が長くなるので、かかる費用も高くなる。
- ・文京区の報酬助成にも課題があると思われる。生活保護のほうが障害者年金より手厚い場合がある。生活保護だと報酬助成が受けられるのに、年金20万あるけど施設費がかかって金銭面の余力ない人は、資力的には生活保護と同じだが、報酬助成がすぐに大丈夫という返事は聞けていない。区によって制度が違うので、他区の制度も参考にしたほうが良い。

★利用しやすさ

- ・障害のある方が後見制度を利用する時は、制度内容を理解するまでに時間がかかり、成年後見制度の説明する人と本人との間に信頼関係がないと制度利用は難しい。
- ・後見制度が広がっていくためには申し立て支援も必要ではないか。
- ・後見制度利用が進まない理由の一つには、グループホームや施設に入っている利用者の場合、施設の人が金銭管理をしてくれるので困らない。本質を考えるとそれでいいのか。権利擁護を考える場合、中立的な第三者が必要なのではないか。
- ・成年後見制度の区長申し立てをする時、支援者間で総合的に判断(関係のある親族が死亡しているなど)するがどうしても慎重になってしまう。保佐、補助類型だと本人が保佐人、補助人をつけることを嫌がる場合もある。支援者は必要だと感じてても本人が拒否的だと、制度を利用することが本人にいいのか疑問を感じる。

★仕組みについて

- ・現行において認知症高齢者の方向けの仕組みになっていて、障害者の方、特に知的障害の方に対する仕組みづくりの検討が必要
- ・障害分野にも高齢分野のような地域包括ケアシステムが必要ではないか。
- ・成年後見制度の中で権利擁護が進んでない
- ・本人との信頼関係を築けるような後見人を含めたサポート体制
- ・障害者の親が亡くなって財産が子どもに引き継がれ、また、子どもがなくなったときに、余った財産が国庫に行くのではなく、成年後見申し立てでお金のない人に流れるような制度作りを考えたほうが良いのではないか

★長期間の制度利用である(利用するタイミングや理由がはっきりしない)

- ・後見制度の利用タイミングをいつにすべきか、またどのような時に制度を利用すべきか

◎意思決定支援をどのように実施していくことができるのか（身上保護と権利擁護の視点）

- ・後見業務で意思決定を進める中で、共通するのが「パターナリズムを行使しない支援」であることが学べた
- ・後見人の悩みとしてご本人の意思と客観的利益が一見対立し、本人の意思をそのまま実効すると後見人としての責任が問われる可能性もあるような場面への支援へのむずかしさ（H29）
- ・身上保護が苦手な法律専門職もいるが、身上保護は親族後見人またはそれが得意な専門職がやり、財産管理はそれが得意な専門職が行うという、それぞれの得意分野で役割分担するのはどうか。

★障害の特性など理解したコミュニケーションや関係形成等

- ・入所施設長へ依頼できないのか（本人のことをよく理解している）
- ・本人の意向がどのように反映されるか。重度の障害のある人にどのように接してくれるのか。
- ・身上保護については、後見人が選任されても実際は後見人も含めたチームとして、地域などで支援できることが重要ではないか
- ・障害者の身上保護について、どのように制度を利用し、障害者に寄り添うか、きちんと明確に示してほしい

（その他）

- ・本人の権利を守るために成年後見制度があるべきなのに、周りの人のための制度になっていないか。
- ・後見人の不正に対する不安（親族より）
- ・精神障害のある人達にも地域包括のような窓口がほしい。
- ・後見制度を利用した場合の本人の生活への制限があるのか
- ・後見人を変えることは難しいのか
- ・実際に後見制度を利用している本人に話を聞いてみたい。
- ・後見制度利用促進法でき、成年後見制度のあり方など、国としても大きな転換期であり権利擁護部会としてどのようにかかわっていくのが課題
- ・障害児の親御さんの老いじたくが必要（障害のある子にどのように財産を残せばよいのかといった相談を受けることが多い）

平成28年度～30年度
権利擁護専門部会 報告書

○意思決定支援を考える～障害者の投票行動支援の現場から～

○文京区における成年後見制度について

文京区障害者地域自立支援協議会
権利擁護専門部会

はじめに

文京区障害者地域自立支援協議会、権利擁護専門では、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 か年、親会からの下命事項に基づき、「意思決定支援」および「成年後見制度」についての検討を行った。この検討内容を報告書としてまとめたものである。

平成 31 年 3 月 19 日

【目次】

- 1 意思決定支援を考える ～障害者地の投票行動支援の現場から～ P. 1
- 2 文京区における成年後見制度について P. 7
- 3 権利擁護専門部会 部会員名簿 P. 11

意思決定支援を考える
～障害者の投票行動支援の現場から～

1. はじめに

文京区では、障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行う場として、学識経験者、精神科医師、障害者相談員、相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者、区職員等により構成される文京区障害者地域自立支援協議会（以下「親会」という）を設置、その下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会の専門部会設置し、支援体制等の協議を重ねてきた。

私ども、権利擁護専門部会（以下「当部会」という）では、親会からの下命事項「成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する」に基づき、障害者の権利擁護に関する理解の促進や意識の涵養、観点の敷衍に向け、検討と活動を続けてきた。

下命事項の大きな柱としている成年後見制度については、障害者支援での特徴的な課題などについて議論を重ね、親亡き後の支援の在り方や制度利用の長期化などを明らかにしてきた。本件は、成年後見制度利用促進法や、それに基づき策定される成年後見制度利用促進基本計画の協議において、障害者支援の特性を盛り込むことができるよう、さらにブラッシュアップしていくことにしている。

もう一つの大きな柱である意思決定支援については、2014年の「障害者の権利に関する条約」への批准を契機に、議論の主軸になっており、また、当部会においても、権利擁護を専門に協議するという位置づけを踏まえ、侃々諤々の議論を積み重ねてきた。

本報告では、当部会として意思決定支援についての見解がまとまったので、これまでの議論の経過や、今後の方向性についても含め、報告する。

2. 経緯

当部会において、意思決定支援について深め、広めるという下命事項は、権利擁護の観点からは、常に基礎をなす概念であると考えられるが、意思決定支援と明文化されたのは平成28年度の下命事項からであり、平成28年度は、様々な角度から「意思決定支援」や「障害者の生活の実態」について調査・研究を行った。

平成29年度においては、それらをさらに深めるため、また抽象的な議論に終始しない為にも、具体的な活動計画を立てることになり、委員より情報提供があった「リアン文京」における投票行動支援を取り上げることとされた。

リアン文京は、知的障害者の入所施設でもあり、比較的重度の障害をお持ちの方が利用される施設であることから、投票するには、いろいろなフェーズにおいて困難な状況が想像されたのであるが、投票行動は意思決定そのものであり、意思決定支援の具体的な行動として投票行動支援をとらえることによって、当部会における理解の促進に、具体的なイメージを共有する題材として適切ではないかと、見解の一致に至った。

3. 投票行動支援の研究

研究方法については、リアン文京において実施された投票行動支援について、担当者の話を聞くこと、および、投票行動支援を実施している他施設や他自治体の情報を収集し、委員会において協議することで行った。

○調査（聞き取り内容）

リアン文京の担当者から、次の項目についてお話を伺った。

- ・投票行動の支援を行おうと思った経緯
- ・今回の投票行動支援を行うまでの活動等
- ・選挙管理委員会との協議内容
- ・ほかに参考とした活動等
- ・他職員への説明と合意形成、意識の共有等に意を用いたことなど
- ・利用者への配慮や懸念事項等
- ・当日の様子
- ・投票後の様子
- ・ご家族や関係者等の反応や感想等

他に投票行動支援を行っている施設等の状況について情報収集を行った。

- ・滝乃川学園での様子
- ・狛江市での取り組み

4. 調査結果（概要）

リアン文京の運営法人は、これまでも投票行動の支援を行っていたとのことから、さほど突飛な発想としてではなく、選挙（投票）に行けない人には、サポートすればよいのでは、と考えていたとのことである。入所施設であるが、住民票を異動している人がすべてではないことや、親やこれまでの関係者から投票支援のオーダーがなかったことなどから、実施に向けての準備にご苦労はあったものと聞き取れた。

ただし、当該法人とその職員の福祉に対する意識の高さと、成年被後見人の選挙権が回復した情勢など、権利擁護の意識が高かったことが基盤にあったと考えられる。

投票所については、期日前投票¹を行っている場所へ移動支援することで投票支援を行ったことも経験されているが、ロケーションからも、慣れ親しんだ施設内での投票が望ましいと考え、不在者投票²の仕組みを活用した、との報告もあった。この方法については、病院や特別養護老人ホームなどで多用されて実績がある方法だが、障害施設での活用は、不在者投票の施設向けの説明会にリアン文京しか参加していなかった（文京区内に入所施設はリアン文京のみであることは考慮すべき）ことを勘案すると、あまり広まっていることではないのかとも考えられた。

職員への説明や合意形成については、前述の当該法人の意識（の高さ）に由来するのか、特に説明やエピソードはなかった。法人や施設によっては、この部分に障壁があることも考えられる。

¹ 期日前投票制度は、選挙期日前に、期日前投票所で確定投票できる仕組みです。

確定投票ですので、選挙権の確認もこの場で行い、投票後で選挙期日前に転出や死亡などで選挙権を喪失したとしても有効です。

² 不在者投票は、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方や、指定病院等に入院している方などは、その市区町村や病院内等で投票できる仕組みです。

投票日に選挙権を確認し、そこで確定となりますので、選挙期日までに転出や死亡などで選挙権を喪失した場合は無効となります。

投票当日に向けて、プレ投票を幾度か行うなどの工夫や、障害特性を考慮した、個別の投票方法を検討するなど、いろいろ工夫されていたものの、公示から投票までの期間が短く、どのような立候補者がいるのか、どのように選ぶのか、などの事前準備は、ほとんどできなかったとのことであった。

投票後のご様子としては、投票を終えた利用者が「誇らしげ」にされていた、との報告があった。大きなことを成し遂げた、という実感を得られたのではないかと推測されるが、この様な、一種の成功体験を積むことは、今後のすべての活動において、有益な事であろうと考えられる。実際、あまり間を置かず次の選挙があったのだが、初回よりもスムーズに投票できたとの報告であった。

ご家族の反応も報告された。重度の障害をお持ちの方であり、投票などできると思っていなかったのだが、可能性はあるのだという前向きな認識を新たに持ったことや、ご本人の成長を喜ぶ様子があったとのことである。報告中にはなかったが、施設職員の権利擁護意識の高さに対する高評価も含まれていたことと推測される。

滝乃川学園の取り組みについては、この分野においては歴史のあることとして、すでに立会演説会を開催するなど、ひとつの到達目標としてとらえられた。

狛江市での投票行動支援については、かなりの部分で選挙管理委員会のご助言やご配慮があることを確認した。詳細を多くは記載できないが、例えば、投票者を選ぶ際に、投票用紙に記入ができなければ、候補者一覧を指さしてもらい、二度、同じ人を指させば代筆する（手法については、各種あるものと思われるが）など、いわゆる合理的配慮については考慮いただいているとのことであった。

5. 議論・協議の内容

○意思決定支援について

意思決定支援の理解については、ひとつには「意思決定とはなにか」と、もう一点として「意思決定を支援するとは何か」について、理解を深めるべく、議論を重ねた。ただし、学術的にも、いまだ明確な定義はできていないとのことである。

そこで、当部会では、「意思」として、例えば、昼食のメニューに、カレーもラーメンもある場合、どちらか選べると理解することや、どちらを選ぶのも自由であるが、その選びかたとしての「好み」を、自由意思によって「選べる」。そのようなことで意思決定を理解したらよいのではないかとした。

また、意思決定を語る際、自己決定との相違点がクローズアップされるところであるが、自己決定については、決定までのプロセスに、各種条件・要件や、決定に伴う責任についての理解など、かなり重要な決定を含むことが多いと考えられる。意思決定においては、それらを否定するものではないが、より身近で、先の例のように、昼食のメニューのような、日常的なところから含まれるものであると解釈した。

なお、この選択においては、知的障害や発達障害、パワレスな状態にある方々にとっては、それら日常的な意思決定場面においても、最初から無理だと評価され経験すらできなかつたり、失敗体験が蓄積されたりするなどにより、自らの意思を決定できなくなっている可能性についても留意すべきである。

さらには、あらたな事への適応や獲得についても、伝統的カナータイプの自閉症スペクトラム症の方とえば、新しい物・事への適応が極めて難しいとの認識が一般的であろうと考えるが、特別支援教育の現場においては、反復することによる環境への適合やあらたな獲得が報告されているところである。

○意思形成支援

投票行動支援を題材として意思決定を研究するということについては、選挙という、国民にとって極めて大事な行為を取り上げたという認識が委員間に存在していた。これは、至極当然なことであるが、投票

行動に移る前に、だれに投票するかを、いかに「選ぶ」という判断が存在する、換言すれば、選ぶことが出るのだろうか、というご指摘がなされた。

この件については、端的には、我々は、立候補者の主張や公約をすべて知悉し、比較検討し、自身の主義主張との合致度等を勘案し、投票行動につなげているのであろうか。いや、そうであるとは限るまい。

つまり、どのように選んでもよいし、どのように選ぶべきか規制されるべきでもなく、掣肘されることではないのであるが、では、どうして障害者（おそらくは知的障害者）は、「自身で選べないのだから投票は無理である」とされてしまうのであろう。

この議論には、かなりの時間を費やした。先にも述べた、「選ぶ」機会すら奪われていたこと、チャレンジ・体験を続けることにより、意識も育っていくことが期待できること、行動することにより、考えているだけでなにも行動しないよりも得るものはるかに多く大きいこと、が確認できた。

他方では、支援者の態度や言動、その他の行動等により、投票行動に影響を及ぼすのではないかという支援者側の迷いや負担も明らかとなった。福祉関係者の矜持は、政治思想的なものについて中立であることだと考えるが、選挙（投票）は、まさにその政治思想的な行為であり、本人へコミットすること、コミットしたと思われることは避けたいことである。

この件に関しては、選挙管理委員会の公正な選挙の実施に関するご助言やサポートが期待できることが確認できたので、ぜひ、相談してほしい。

このように、投票行動という意思決定の現場において、まずは行動（投票）してみることが大事であることを確認したが、そのまま、いつまでも「何も考えず、準備せず、いきなり自由に投票する」ことではよろしくないことも確認できた。

これこそ、表題にあげた「意思形成支援」とはなにか、どのように進めたらよいか、という議論に発展したのであるが、投票行動にかぎらず、選べないのではなく、選ぶ機会がなかったので選びかたがわからない、という理解が妥当ではないかとなった。

意思形成については、体験する機会を多く持つこと、先の例にあげた「カレー」と「ラーメン」を選ぶにしても、どちらも食べたことがなければ選べないのであるから、選びかた云々より、まずは体験すること、その機会をできるかぎり多く持つこと、および、支援者関係者においては、それらが意思決定支援において、極めて重要な事であることと共通認識することが要諦であることを確認した。

投票行動については、経験することによって、次からは「どう選んだらよいか」などの意識向上も期待できることであり、また、当事者委員からも、選挙に関する事前学習の機会などあったらよいのではないか、などの意見もあり、選挙期間にかぎらず、それら機会の創設や、関係機関の意識変容も促していく必要があるのではないか、との見解も導き出された。なお、この様な取り組みは、滝乃川学園ですでに現実化している。

○意思表出支援

意思－表明－支援と言い換えてもよいと思われるが、意志が形成され、その意志が決定されたとしても、それが表出（表明）されなければ、意思決定は完結しない。

先の投票行動支援の場に当てはめてみると、だれに投票するか選び、決めたとしても、投票箱に投票用紙を入れるなどしなければ、意思決定は完結しない。これは容易に理解できることである。障害分野においても、たとえば身体障害のある方にとっては、投票所が坂の途中にあるとか、段差が大きいとか、天候不順である（例えば雨とか雪）とかで、投票所までのアクセスに課題があり、投票行動が完結しない、な

どがこれまでも見られた。これらは、いわゆる合理的配慮などで、かなり改善された。たとえば、身体障害が重度であるなどの場合、郵送での不在者投票も可能である。

その他の障害ではいかがであろうか。これらの議論や意見も出された。これは障害がなくとも経験することとも思われるが、だれに投票するか考え、準備して投票所に着いたとしても、その場の雰囲気や立候補者の数などから、だれに投票しようとしていたのか混乱してしまう、などのご意見もあった。

また、投票所という日常と大きくかけ離れた環境での行為となる。これら、環境の整備や、はたまた模擬体験を積み重ねることが必要ではないだろうか。たとえば、投票所にある記載台の特殊性である。日常生活で、あのようなアルミの板に囲まれた狭い場所で文字を書く、そのようなことがあるであろうか。そうであれば、ひとつは、そのような環境に慣れること（体験しておくこと）と、もう少し条件の適合性が高い環境を用意いただくこと、などがある。

記載台については、車いす用の記載台は、多少は左右幅があるので、閉塞感は少し緩和される。であれば、椅子さえあればその場所で記載することも可能であろうから、多少の条件緩和になるのではないだろうか。

そのように、現有設備の工夫や、障害特性の情報提供など、選挙管理委員会等との相談や協議によって、かなりの部分は改善されるであろうし、設備の事前体験などもありうるので、取り組むには十分な環境になっていると考えられる。

○行動することの効果

先の報告にもあったが、投票後の「誇らしげな様子」のほか、だれに投票したのかはともかく、政治のニュース等を気にしている様子が見られたとのことであり、当事者の意識の変容は確実にあると考えられる。³

このような報告から、投票行動などの、権利擁護の活動を行うにあたり、全ての職員や関係者に、その権利擁護の意識が共有されていなければ、このような行動が起こせないこと、および、このように行動することによって、さらに意識の共有が高まり、結果として、権利擁護の観点の高い職員が育ち、よりよい施設風土が醸成されるのであろうと結論づけられた。

要するに、そのような意識の高い職員らでなければ、投票後の彼ら（当事者）の変化に気づくこともないであろうし、それらに気づくことができる職員らは、さらに積極的に、当事者の権利擁護という観点に基づいた支援を行うのであろうとの観測である。

6. 投票支援における意思決定支援とは

当部会における検討は、投票行動を支援する行為そのものを主眼とはしていない。しかし、前段の確認事項として、投票行動は、意思決定そのものの行動であり、それを支援することは、すなわち意思決定支援であると位置づけられた。

この確認事項で特筆すべきことは、この支援活動が、単なる支援の一具体案ではなく、本人や家族、関係者、はたまた議論にかかわった人たちにおいても、行動変容や意識の変革が起こったことである。

前段でも述べた、「投票などできるわけがない」と、これまでは考えたことのないご家族であっても、チャレンジすることの意義を感じていただいたであろうし、リアン文京のスタッフも、投票後の彼らの変容

³ この件は、だれに投票したか知らない、かつ施設関係者でない第三者が観察しなければ、この意識の変容を評価できないことは理解しているが、ここでは、その意識変容の確実性は問わず、なんらかの変化が起こっているようだ、と関係者が思えることを重要としている。

を肌で感じ、行動を起こすことの意義について再認識したであろうと考える

我々、当会の委員も同様である。当初、投票について、だれに投票するかなどの選択と決定は、その情報量及び理解力等から、かなり難しいものと捉えていたのではないだろうか。それが、この支援のプロセスに接することにより、最初からできないと考えていること、それこそ権利侵害であると確認できた。

5. 今後の展開

前述の、行動してみることの大きな成果についてまとめ伝えることにより、投票行動の支援活動を通して、意思決定の在り方とその支援の方策、観点について体験していただくことが必要と考えている。

具体的な行動は、投票支援の仕組みであるので、自治体によっても差異は生じると思われる。しかし、文京区における実績を紹介することや、他での実施を検討している所があれば、その実施に協力し、その結果を文京区の障害福祉、権利擁護の推進にフィードバックすることが出来るのではないだろうか。

今回の、投票行動の支援は、ひとつの具体策でしかなく、本来の意思決定支援は、さらに広い分野や活動に必要な概念であると考えているが、権利擁護や意思決定などは、概念的な要素が強いことから、具体的もしくは客観的にとらえることが難しい物とも理解している。

総じて、特に知的障害のある方や新しい行動をとることが難しい方にとって、成功体験を体感できることは数少なく、投票行動など具体的な行動を多くとることにより、あらたなチャレンジにつながり、またその体験や活動が、多くの人に伝わることによって、権利擁護が、どちらかが擁護する・擁護されるなどの観点で語られることなく、ノーマライゼーションが意識せずに実現できる社会の醸成につながっていくのではないだろうか。

文京区における成年後見制度について

1. 成年後見制度における意思決定支援

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利擁護のための制度の一つである。そして、後見人は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮して、その職務を行う身上配慮義務がある。(民法第858条) によって、本人の意思決定支援は成年後見制度において重要であり、当部会においても、まず、成年後見制度における意思決定支援を検討していくこととなった。

平成28年度第2回当部会において、成年後見人でもある委員から、成年後見実務における意思決定支援について報告があった。後見人として悩むのは、本人の意思と客観的利益が一見対立し、本人の意思をそのまま実行すると、後見人としての責任が問われかねない場面である。具体的事例として、本人が自身での通帳管理を強く希望するケースや、本人がキャンブルをしたいケースがあげられた。これらのケースに対し、まずは、本人のこだわりや思いを尊重し、信頼関係を築きながら日々の金銭のやり取り等をフォローすることで対応しているとのことであった。報告を受けて、本人の意思決定を認めて本人との関係づくりが大切と考えさせられた、後見人だけでなく地域のチームでの支援することにより、民生委員など地域住民も入ることによって色々な立場から本人の意思を聞くことができるのでは、といった感想や意見があげられた。

2. 権利擁護の観点からの成年後見制度

しかしながら、本人の意思を尊重した成年後見実務は一般的とは言えず、特に、専門職後見人の場合、財産管理に偏りがちで、意思決定支援や身上保護(民法上は身上監護、又は配慮。以下、「身上保護」という)が十分とは言えないとの指摘もある。部会内においても、年数回しか本人に面会しない専門職後見人の存在や、十分な説明を受けずに専門職に通帳等を預けてしまったので取り戻したいという本人からの相談事例の報告があった。

また、実務において障害者の後見制度利用が非常に少ないという報告があり、文京区の区長申立てにおいてもその多くは高齢者対象であり、障害者対象は少ないとのことであった。障害者の親の立場からは、高齢者と比べて後見制度の利用が長期となり、本人と信頼関係を築ける後見人の確保が難しいことに加え、後見報酬の負担の大きさも後見制度利用の妨げになっているとの指摘もあった。

また、地域での本人支援の現場においては、認知症の親と精神障害の子の同居など、複雑なケースも少なくなく、後見人だけで対応できるものではなく、地域での対応が必要となるとの指摘もあった。

3. 成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用基本計画

国としても、成年後見制度は必要な方に十分に利用されておらず、利用状況も偏りがある(後見・保佐・補助の3類型のうち後見利用が8割であり、申立の動機も財産管理が最も多い等)との現状認識から、成年後見制度の体制整備のため、平成28年5月成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「利用促進法」という)が施行され、平成29年

3月には成年後見制度利用基本計画（以下、「国基本計画」という）が閣議決定された。国基本計画のポイントは、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和である。また、国基本計画に基づき、市区町村は地域の特性を生かした市町村基本計画を策定する努力義務がある。

当部会においても、利用促進法及び国基本計画の内容を理解した上で、市町村基本計画策定及び地域連携ネットワークの構築に対応していくこととなる文京区に対し、障害者の権利擁護の視点から提案等を行っていく必要があると考えた。

4. 利用促進法等の学習会及び意見交換会の開催

当部会では、当部会での利用促進法等の検討の前に、今まで制度利用を検討した方も多いと思われる障害者の家族の方々を対象に学習会及び意見交換会を開催し、制度及び利用促進法等への要望等の確認を行うこととした。

学習会では、利用促進法制定等の経緯、国基本計画のポイント等の説明に加え、成年後見人でもある委員より、制度等に対する私見（後見報酬の問題、専門職後見人による「身上保護」軽視問題、高齢者に比して障害者の利用が少ない点の指摘等）の説明があった。

意見交換会では、知的障害者のケースで、本人も慣れ親しんでいる施設で生活し、財産管理も安定している場合、親としては、今のままで問題はなく、長期間の後見人報酬をかけてまで後見制度を利用しようとは思わないとの意見があった。また、専門職後見人の印象は財産管理ばかりで、本人の希望をくんだ対応をしてくれるとは思えないという意見や、後見人には（専門職ではなく）本人を理解してくれている施設の方になって欲しいとの意見もあった。（この意見に対しては、施設側の方から、利益相反となるため施設関係者は後見人にはなれないとの説明があった。）このように、後見人の担い手や報酬面から制度利用を躊躇しながらも、親亡き後への不安は大きく、事前にどのような対応をしておけばいいのか知りたい、後見制度を利用しないまでも気軽に相談できる窓口が欲しいとの要望も共感が大きかった。また、身上保護の内容が不明確であり、具体的にどのような事を後見人がしてくれるのかを知りたいとの要望もあった。

5. 当部会における利用促進法等の検討

上記の学習会及び意見交換会の結果を受けて、当部会においても利用促進法等の検討を行った。

第三者（専門職）が後見人となることへの抵抗感が強かった点については、まずは専門職が身上保護を重視した後見業務を行うことが大前提であるが、第三者が関わることにより本人支援の幅が広がり、さらに国基本計画の地域連携ネットワークが機能すれば、地域の様々な立場から、より幅のある継続的な本人支援ができるようになり、親亡き後の不安の解消にもつながるのではないかとの意見があった。また、後見人の担い手として、地域における市民後見人の育成も重要ではないかとの意見があった。

後見人報酬の負担が重く利用を躊躇してしまうという意見については、後見制度では介護保険等のような保険制度がなく全額自己負担となり、特に長期となる障害者の場合は負担感がさらに大きくなるのであり、国基本計画では十分に取上げられていないこと自体も問題であり、公的助成制度の改善及び予算対応等が必要であるとの意見があった。（なお、家庭裁判所も、現在の財産額による報酬基準の見直しを行っているとのことである。）

障害者について気軽に相談できる窓口が欲しいとの要望については、既存の相談窓口（社会福祉協議会権利擁護センター等）の紹介だけでなく、相談しやすい体制の整備が必要との意見があった。また、相談というとハードルが高く感じることもあるため、今回開催した意見交換会のような会を開催する提案もあった。

成年後見制度は障害者の権利擁護のための一つの制度であり、成年後見ありきで考えない姿勢も重要との意見もあった。

文京区における市町村基本計画策定及び地域連携ネットワークの構築はこれからであり、当部会としても、引き続き、障害者の権利擁護の視点から、成年後見制度の検討を行っていく所存である。

以上

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会 部会員名簿

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(親会委員)			
文京槐の会	松下 功一 (部会長)		
就労支援センター	大形 利裕		
文京地域生活支援センターあかり		安達 勇二	
(部会員)			
社会福祉士	新堀 季之 (副部会長) (高齢者あんしん相談センター駒込)		
基幹相談支援センター	美濃口 和之		
あせび会支援センター	井上 遼大		
弁護士	浦崎 寛泰		
司法書士	箱石 まみ		
民生委員・児童委員	中村 智恵子		本山 棣子
知的障害者相談員	賀藤 一示		
当事者委員	杉浦 幸介		
当事者委員	久米 佳江		
権利擁護センター	田沼 綾	佐藤 真魚	平石 進
(区委員)			
知的障害者福祉司	永尾 真一		
身体障害者福祉司	望月 大輔	渋谷 尚希	
予防対策課保健指導係長	小谷野 恵美		
(事務局)			
文京区社会福祉協議会	伊藤 美穂子		林 悦子

令和元年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の

下命事項について

令和元年度における各専門部会（以下「部会」という。）の活動については、これまで積み重ねた議論の中で見えた課題等を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として実現可能な施策を検討することとしている。

これを踏まえ、各部会の下命事項は、下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会（2回）

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

2 就労支援専門部会（2回）

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

3 権利擁護専門部会（3回）

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

4 障害当事者部会（4回）

障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

5 【新】地域生活支援専門部会（4回）

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

地域生活支援拠点を設置する本富士地区の地域課題への対応について検討する。

令和元年度 文京区障害者自立支援協議会
権利擁護専門部会の運営について

令和元年7月16日（火）

1 令和元年度の方向性

- (1) これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理する。
- (2) (1)の上で、次期障害者・児計画に盛り込む背策を検討する。

2 部会での検討内容

(1) 第1回部会（7月16日（火）※本日）

これまでに抽出された課題やニーズから、①現状把握（地域が今どうなっているのか）、②現状分析（他に地域との比較等）、③課題の整理を実施する。

(2) 第2回部会（10月頃）

第1回部会から、④課題の具体的解決策の検討。（実現性、優先性、得られ効果等から検討を行う）

第3回部会、⑤課題の具体的解決策の提案の準備。

(3) 第3回部会（1月頃）

第2回部会から、⑤課題の具体的解決策の提案を行う、令和元年の振り返り。

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回権利擁護専門部会 要点記録

- 1 日時 平成30年7月6日（金）午後6時30分～8時00分
- 2 場所 文京区民センター3階 3D会議室
- 3 出席者：松下功一（部会長）・新堀季之（副部会長）・美濃口和之・浦崎寛泰
箱石まみ・本山棣子・賀藤一示・杉浦幸介・平石進・永尾真一・渋谷尚希
欠席者：高山直樹（協議会会長）・大形利裕・安達勇二・久米佳江・小谷野恵美
- 4 次第 1 開会
2 議題
 - （1）平成30年度障害者地域自立支援協議会各専門部会の下命事項について
 - （2）平成30年度 権利擁護専門部会の運営について
 - （3）5月10日実施 成年後見制度学習会座談会について
 - （4）その他
- 5 配付資料
 - ・開催次第
 - ・委員名簿 【資料第1号】
 - ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱 【資料第2号】
 - ・平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 下命事項について 【資料第3号】
 - ・平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会の運営について 【資料第4号】
 - ・成年後見制度学習会座談会チラシ 【資料第5号】
 - ・成年後見制度学習会座談会レジュメ 【資料第6号】
 - ・成年後見制度利用促進にむけた体制整備のための手引き（抜粋） 【資料第7号】
 - ・成年後見制度学習会座談会ご報告（質疑応答） 【資料第8号】

6 意見等

【はじめに】

松下委員挨拶

今までは任期2年だったが、今回はもう1年引き続き各委員をお願いすることになった。
民生委員の本山氏だけは、前任者からの交代で今回から新規になる。

2 委員自己紹介

3 部会長の互選、副部会長の指名

松下部会長 承認

松下部会長から新堀副部会長が指名され承認

4 部会長の挨拶、司会進行

5 議題

【資料第3号】

平成30年度文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について
事務局より説明

【資料第4号】

平成30年度障害者地域自立支援協議会 運営スケジュール
事務局より説明

【前年度の報告、課題、今年度について】

○障害者の権利擁護について、一昨年より障害者の意思決定支援について掘り下げて議論してきた。また、成年後見制度についても、議論しようとなっていた。

○昨年度は、リアン文京で重度障害者が都議選や国政選挙の投票を行う際の意思決定支援を行ったので、それについて学び、議論した。

○30年度は、成年後見制度について中心に議論する予定。29年度までは深い議論をしていないので、30年度5月に委員有志で学習会を行った。本日はそのご報告をいただく。

【資料第5号～7号】

5月10日実施 成年後見制度学習会座談会について
箱石委員より報告

【資料第8号】

成年後見制度学習会座談会報告（質疑応答）について
箱石委員より報告

【成年後見制度学習会座談会について】

○講義を行った箱石委員より5月10日に実施した学習会の概要を説明。成年後見制度は現状、必要な方に十分利用されておらず、利用状況にも偏りがあるといわれている。

○成年後見制度利用促進法は、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のための枠組みを定めたものである。この法に基づいて、市区町村では、地域の特性を活かした計画作りを行うことになっている。

○参加した親の会の皆さんから、自分の障害がある子どもが成年後見制度を使えるか、どうしたらいいかということで、成年後見制度の具体的な現状についての質問が多かった。費用については、障害者の場合は期間が長くなるので、かかる費用も高くなる。親族が後見人になる場合は、後見監

督人がつく場合が多い。文京区でも成年後見人等の報酬助成制度（以下、報酬助成）があるが、生活保護受給者等が対象で、資力要件が厳しい。文京区では、それほど利用者がいない。

○身上保護が苦手な法律専門職もいるが、後見人としては、身上保護と財産管理をすることが決まっているので、身上保護も行っていただく必要がある。親族後見人が身上保護をやって、財産管理は専門職が行うという、それぞれの得意分野で役割分担することもいいと思う。

○区長申し立ては、障害者は少なく高齢者に偏っている。知的・精神障害者の区長申立は、実際にあまり行われていないようである。

○司法書士においても、身上保護ができていない人がいることが問題になっている。これについて（後見業務を行う司法書士の団体である）リーガルサポートでは、司法書士は、身上保護と財産管理の両方（全体）ができるプロであると考えている。でも、実際は、身上保護が苦手な人もいるので、その場合は、身上保護と財産管理のそれぞれ得意な分野の専門職ができるほうがいいと思う。

○第三者が後見人になるメリットは、多くの方が関わることに意義がある。施設等に入った際、親族は施設に対して苦情をいいにくい場合がある。ただ、第三者の後見人なら、施設や病院の苦情を言いやすい。

○自分が元気でなくなったときの不安が親御さんは大きいということがわかった。自分が亡くなったとき、財産が子どもに、それが国庫になるのではと思うとせつなく残したのに無駄ではという話もでた。それについては信託制度を紹介した。

○働いている障害者の家族にも参加して欲しかった。社会との接点が多くあり、一人暮らしをしているなどでの困りごと、多くのサポートを受けているなど、別の意見も聞ける機会になってよかったのではと思うが。

○文京区の報酬助成にも課題があると思われる。生活保護のほうが障害者年金より手厚い場合がある。生活保護だと報酬助成が受けられるのに、年金20万あるけど施設費がかかって金銭面の余力がない人は、資力的には生活保護と同じだが、報酬助成がすぐに大丈夫という返事は聞けていない。区によって制度が違うので、他区の制度も参考にしたほうが良い。

○障害者の身上保護について、どのように制度を利用し、障害者に寄り添うか、今後は障害者の身上保護について、きちんと明確に示してほしいと障害者の親として思った。親が亡くなって財産が子どもに引き継がれ、また、子どもがなくなったときに、余った財産が国庫に行くのではなく、成年後見申し立てでお金のない人に流れるような制度作りを考えたいほうが良いのではないかと。そのような仕組みづくりを考えることも大切なのではないかと。

【座談会報告を踏まえての委員からの意見】

○確信をついている勉強会の内容だと思う。私も発達障害者のクリニックで保護者向けに成年後見制度について話すことが多い。親から見た子どものための成年後見制度ということで、障害児のためにと考えると、費用がかかる。いざ必要だとなったとき、身上保護が本人のニーズにあったものになってない場合がある。成年後見制度に関わっている人たちは、悩みながらも必要にせまられて、虐待などの案件などに使ってはいるが、障害児の親御さんには、現時点ではぜひ使ってほしい制度である。そのために、成年後見制度利用促進法でも課題をあげているが、これからを見据えて、複数の専門職（社会福祉士、司法書士、弁護士）がそれぞれの能力を活かして利用者のニーズに合わせて一緒に連携してやっていくのが大事ではと思う。それをどのようにシステム化するか、

法人後見がいいのか、市民後見人がいいのか、私も意見は整理できてないが、今回の箱石委員の私見に書かれている課題は、これからも制度を考えていくうえで残っていく課題だと思う。文京区では、複数の専門職とどのようにかかわって、区はどのようにかかわるのか議論が必要なのではないか。

○箱石先生の課題を、ひとつひとつ検証するだけでもかなり時間がかかるのではないかと進めていくのであれば、どのようにすれば成年後見制度が利用しやすいものになるのか、検証したほうが本当はいいのではと思う。成年後見の利用だけを考えると、固いイメージになってしまうので、何のために成年後見を活用するのか、それを考えることが本当に大事なのではないかと。それが、身上保護につながる。親御さんが亡き後に、自立して生活していくために必要なこと、大事なツールということをお金のことも含めて考えていくことが大事なポイントなのではと話を聞いて思った。

○実際に成年後見制度を利用している本人にも話を聞いてみたい。

○日頃から高齢者の成年後見制度については話を聞いたことはあったが、障害者の方にも成年後見制度が必要ということがわかった。

○区長申立の状況について、実際に高齢者が多く、障害者は少ない。成年後見制度全体についても同じだと思う。これについては、障害者は施設の人が管理者になって、財産管理など本人の利益になるようにサポートしていたという実態がある。一方、本人の権利擁護の視点からすると、本来は成年後見制度を利用したほうがいいのではという障害者がいる。

知的障害の利用者で、区長申立は年間1件あるかないかで、区としては慎重に行っている。なぜかという、第1に、報酬がある。専門職が後見人になると、月2〜3万円の報酬をその利用者が亡くなるまで払わなければならないため、それに見合う必要性があるのか検討が必要である。第2に、身上保護について、今まで本人に支援者として関わっていた人が後見人として身上保護できると安心であるが、家庭裁判所に一任する形だと、必ずしも本人を知っている人になるとは限らない。区として、総合的に考えて慎重に判断していることが、申立件数が伸びていないというところに現れている。

身上保護については、支援者側の課題ではあり、後見人が選任されていると後見人に任せるという形になりかねないが、他の委員から出た意見のように、後見人が選任されても、実際は後見人も含めたチームとして、地域などで支援できることが重要ではないか。

○障害者のご家族の話をあまり今まで聞いたことがなかったので、学習会では「後見人にお金がかかる」、「社会福祉協議会（以下、社協）で後見人をやってくれたらいいのに」という意見を聞いて勉強になった。今後、安心して成年後見制度を使える仕組みづくりについて、もっと考える必要があると思った。社協は、成年後見制度の推進機関になる。区の地域福祉保健計画でも、中核機関を権利擁護センターで行うことが決まっているので、みなさんから出た意見を取り入れて仕組みづくりができるように、進めていきたいと考えている。

また、成年後見制度の利用について、やはり認知症高齢者の利用が多い。障害者、特に知的障害者の成年後見制度の利用についてはすすんでいないので、みなさんからいろいろと意見を頂き、勉強していきたい。

○学習会に参加して、障害児の親御さんは身上保護を非常に気にしていることがわかった。後見人が身上保護についてどのように配慮しているか知らない方が多いと思われるので、事例等を通じて理解を深められたら良いと思った。また、実際に障害児の親御さんの老い支度が必要なのではと思

った。高齢者支援の方策として、老い支度講座を行っているが、障害児にどのように財産を残したらいいか聞かれることが多い。いろんな家庭事情を持っている人がいるので、それぞれに合わせた老い支度講座があるといいのではと思う。また、障害児に成年後見人をつける前に、親御さんの任意後見制度の利用も必要なのかもしれない。成年後見制度は推進しなくてはいけないと思うが、帰着点としては、成年後見制度を利用しなくてもすむ社会づくりができるのではないだろうか。地域で権利擁護の意識が普及すれば、わざわざ成年後見人をつけるのではなく、将来設計を地域の人と相談できる社会づくりができるといいのではと思う。制度としては、生前事務委任契約、死後事務委任契約などをつけておけば、将来設計を自分で組み立てて、判断がつかなくなったとき、または親御さんが亡くなった後、お子さんの将来設計を地域の人が一緒に考えてくれるということが帰着点なのではないか。その辺をするには、権利擁護ということを考えることがとても大切だと思う。

【次回会議の議題について】

- 次回、上記委員の各意見をまとめる。
- 前年度からのテーマである障害者の投票支援についても今後どうするか、次回検討する。
- 資料第4号1、2、3の意思決定支援の内容についても、今後、すすめていく

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第2回権利擁護専門部会 要点記録

- 1 日時 平成30年11月22日(木) 午後6時30分～8時00分
- 2 場所 文京区民センター2階 2B会議室
- 3 出席者：松下功一(部会長)・新堀季之(副部会長)・大形利裕・安達勇二・箱石まみ
・本山隼子・賀藤一示・久米佳江・平石進・永尾真一・小谷野恵美
欠席者：高山直樹(協議会会長)・美濃口和之・浦崎寛泰・杉浦幸介・渋谷尚希
- 4 次第 1 開会
2 議題
 - (1) 今年度の権利擁護専門部会の予定について
 - (2) 文京区における成年後見制度の課題について
 - (3) 次回以降の日程について
 - (4) その他
- 5 配付資料
 - ・開催次第
 - ・委員名簿 【資料第1号】
 - ・今後の権利擁護専門部会の予定 【資料第2号】
 - ・成年後見制度利用促進に関する法律を受けての成年後見制度の現在の課題 【資料第3号】
 - ・第1回権利擁護専門部会要点記録 【参考資料】

6 意見等

議題

- (1) 今年度の権利擁護専門部会の予定について

【資料第2号】

平成30年度の権利擁護専門部会の今後の開催時期・内容(案)を事務局より説明

○障害者計画等のアンケート調査の項目は当事者が回答しやすい視点を持ったものが必要ではないか。

- (2) 文京区における成年後見制度の課題について

【資料第3号】

過去3年間の権利擁護専門部会であがった成年後見制度に関する意見をグループ化した資料を用いて事務局より説明

【資料第3号の過去の意見を振り返ってみて】

○グループ化して一覧になっていると流れがわかって良い。

○障害の子を持つ保護者の中に成年後見制度という名前は知られてきているように感じられる。そのため、実際に利用しようとする人が相談できる窓口の一覧表があると良い（障害者を診る医院・歯科医院マップの様な）。すべてがボランティアとはいかないと思われるため相談窓口は全てが無料でなくても良いのではないかな。

→一覧とは地区ごとに分布された地図のようなものですか。

→はい。障害者を診る医院・歯科医院マップにはバリアフリーの情報なども記載されています。

→地域資源マップを社協が作成している（インフォーマルな社会資源を整理したマップ）。このマップに記載してもいいのではないかな。

○概要ではなく自身の場合の相談を個別にしたい人が増えてきている。専門家へ直接相談することに抵抗を感じる人が少なくなっている。（制度について一定の知識を持つ人が増えた）

○制度利用を希望する人が様々な情報から選択できるようになると良い。

→地域資源マップに成年後見制度相談窓口一覧を載せても良いのではないかな。

○ワンストップの窓口も良いが、金銭面の相談、身上面の相談など分野ごとの専門相談ができるとう良い。

○既存の資源の中では、社協の「専門家による個別相談会」が一番皆さんの要望に近いものではないかな。

○ダイレクトに相談したい窓口にたどり着ける人だけではないと思われるため、どこに相談すればいいのか教えてくれる窓口が広がっていくと良い。

○基幹相談支援センターにも制度の相談窓口がある。

○制度の利用期間の平均値などを示した統計はあるかな。

→特にない。

○障害の場合で若いうちから後見人がついていると、高齢分野に比べたら制度の利用期間は必然的に長期となる。そのため、報酬も高齢分野に比べ高額になってしまう。

○報酬助成の制度運用が自治体によって異なっている。文京区に関しては、以前は区長申立のみが報酬助成の対象であった。現在は親族申立等も対象となっているが、本人が区内在住であることを前提としている。区外の施設に入所すると、原則として報酬助成の対象から外れてしまう。区としてサポートが充実していけると良い。

○財源の確保が大切。基金をつくるなどの仕組みがあると良い（国の政策レベルで）報酬助成については介護保険のような仕組みがない。声を挙げ続けていくことが大切。

○報酬助成の基金は権利擁護専門部会の報告書に記載しても良いのではないかな。

○認知症の人への制度利用は進んでいるのか。

→認知症の人全員が制度を利用しているわけではない。必要な人が利用をしていないことは問題である。

○区長申立の件数は増えているか

→知的障害者の区長申立は年に1ケースほど。精神障害者は今年度初めて1ケースの申立を行い、あともう1ケースの申立を行う予定。高齢者は20ケース以上の申立を行っている。

○区長申立は基本的に後見類型の人を対象としている。精神障害者で後見類型にあたる人は少ないのではないかな。

○区長申立は手続きに慣れるまでは時間がかかってしまう。慣れてからは手続きがスムーズになる。

○区長申立はどの分野であっても同じスピード感で手続きを進められるようであるべき。担当が変わってもスピード感の変わらない仕組み作りが大切。

○両親が亡くなり障害のある子だけが取り残され、不動産もあるような場合は区長申立もありうるか。

→他に申立人がいなければ区長申立となる可能性が高い。

○支援者（親族）が亡くなるなどしていなくなり、その後誰にも気づかれずに本人の生活が乱れてから発見されてしまうこともある。発見が遅くならないように支援者はなるべく早い段階でどこかの機関に情報だけでもつないでおけると良い。

○障害を持つ子の保護者はどうしても費用面に心配がいつてしまう。親なき後の財産をどうするかなどファイナンシャルプランナーのような身近に相談できる窓口があっても良いのではないかと思う。

○障害を持つ子の保護者が元気なうちにどこかの機関へ相談しておかないと、高齢になってからはなかなか動きづらい。

○社協も成年後見制度の推進機関であるが、高齢の方の相談が多いイメージがある。

○社協の権利擁護センターは成年後見制度の推進機関でもあるが、地域福祉権利擁護事業もやっている。障害分野の利用も広がっていくと良い。

→障害という言葉が書いてあると保護者はわかりやすい。

○いきなり成年後見制度の利用という選択肢だけではない。まずは様々な情報を知ってほしい。

○民生委員のことを障害の人たちに知ってもらい、相談してもらえるようになると良い。

○当事者にとって様々な制度の理解は難しい。（年金、生活保護、成年後見制度など）正しく理解ができていないと、制度の対象であっても本人は対象外と思い込んでしまっていて利用につながらないこともある。

○生活のその時々に合わせてサポートを行いながら、将来を見据えた相談も行っていけると良い。

○自治体だけでなく専門職団体の中にも報酬助成の体制をとっているところがある。このような情報が親族（保護者）にも知ってもらえたなら、成年後見制度利用に対する費用面についての不安が少し軽減できるのではないか。

○これまでの意見を集約し報告書へつなげていきたい。

○これまで出てきた課題に対しての対策まで提案できたら報告書としてまとまるのではないか。

（３）次回以降の日程について

第３回：平成３１年１月２４日（木）

第４回：平成３１年２月１８日（月）

内容については【資料第２号】にもとづき、時間や会場については開催通知で知らせる。

（４）その他

○１２月８日の地域支援フォーラムに積極的な参加をお願いしたい。

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第3回権利擁護専門部会 要点記録

- 1 日時 平成31年1月24日（木）午後6時30分～8時00分
- 2 場所 文京区民センター3階 3B会議室
- 3 出席者：松下功一（部会長）・新堀季之（副部会長）・美濃口和之・箱石まみ
・本山隼子・賀藤一示・久米佳江・杉浦幸介・平石進・永尾真一・渋谷尚希
欠席者：高山直樹（協議会会長）・大形利裕・安達勇二・浦崎寛泰・小谷野恵美
- 4 次第 1 開会
2 議題
(1) 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）について
(2) 次回日程
次回：2月18日（月）午後6時30分～
文京区民センター2階 2A会議室
(3) その他

5 配付資料

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案） 【資料第2号】
- ・平成29年第2回権利擁護専門部会要点記録 【資料第3号】
- ・平成29年第3回権利擁護専門部会要点記録 【資料第4号】
- ・平成29年第4回権利擁護専門部会要点記録 【資料第5号】
- ・第2回権利擁護専門部会要点記録 【参考資料】

6 意見等

議題

○親会に出席した際の報告

→権利擁護部会として投票行動支援についての報告書、成年後見制度利用において文京区の課題はどんなものがあるのかを報告していきたいと親会で話をしてきた。また、親会の中から意思決定支援について次のステップをどうしていくかが課題としてあがり、地域生活支援拠点の整備に伴い5つの専門部会をつくる案がでた。

→5つは多いのではと感じる。専門部会の中には類似した部会があり、部会委員も重複している人もいるため統合してもいいのではないかと。

(1) 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）について

【資料第2号】

権利擁護専門部会報告（案）作成の経緯・内容について新堀副部会長より説明

○報告書から概略版を作成し、概略版は中学2年生が読んで理解できる内容にしたい。

- 制度や政策を理解した上で投票したい人に票を入れることが投票するという事。そこまで支援をしなければ本当の意味での意思決定支援と言えるのか。
- 意思形成・意思表示支援についての記載もしたほうがいいのではないか。
- 事前に新聞などを読んで候補者の知識を頭に入れて投票に行くが、投票用紙に候補者の名前しか記入されていないと迷ってしまうことがある。候補者の思いや写真も投票所にあると投票しやすくなると感じた。
- 支援者側もどこまでサポートするか迷うことがある。意思決定に支援者側の思いが入らないような配慮も必要である。
- 選挙そのものがわからない人もいる。まずは選挙を知ることからスタートし、投票へつなげていけると良い。
- 投票する環境に配慮が必要。期日前投票で普段と違う環境になっても同じように投票できるようなサポートができると良い。
- リアン文京の取り組みからさらに進展していくために、事前に選挙がどういうものなのか、候補者が何をしたいか（プロフィール、政策など）がわかりやすく理解できるツールがあると良い。
→そのようなツールができたなら周知をしていくことも大切。
- せっかく投票するのなら本人が意思のある投票ができるようにしていきたい。
- 選挙管理委員会が相談に乗ってくれることをもっと周知しても良いのではないか。
- 投票時に声を出して自身の意見を言っはいけないなど、すべての方への配慮が足りているとは言い難い。
- 投票所の入口で相談担当が相談を聞き、その方にあったサポートを行っていく。
- 支援者側も投票について相談ができることを知れば、投票できる人が増えるのではないかと。
- 知的障害のある方が投票に行った際、投票用紙の記入スペースが狭く投票されなかったことがあった。
- 期日前投票は普段居る場所で投票できるため実施に至った。
- 模擬投票の実施など事前の準備が必要。
- 障害があっても選挙の時は一般の人と同じ書類が送られてくる。書類は一般の人が見ても良くわからない部分があり、その書類だけの郵送は不十分だと感じる。
- 視覚障害の方に向けて立候補者のことを伝える音声配られるが、届くのが投票日に近い日程でもっと早く届けてほしいとの声がある。しかし、音声を録音する人に政策を早く公開することはできず、政策が公開されてからの録音となるためその時期となってしまう。
- 高齢者向けに区の郵便物は整理できるように色分けされている。
→郵便物を整理することが難しい人は高齢者や障害者は多い。
- 一人でも多くの方が投票できると良い。民生委員に障害のある方が相談にくることはほとんどない（高齢者は相談にくる）。民生委員の手元にくる名簿は希望された人のみ。よって希望されなければ近所に障害のある方がいてもわからないことがある。
- 行動することをあきらめている人もいるのでは。成功体験を重ねることであきらめなくなるかもしれない。
- 人によって選挙の優先度は違う。あえて支援者側から選挙に関して話を振らないようにしていた。ただ、可能性が広がるという面では選挙について知ることをサポートしていくことも大切だと感じ

た。

- 投票に行くことで避難所の場所も認識できる。
- 選挙について考えること・支援することは社会的復権につながり、権利擁護につながる。
- 部会で話し合ったことを実際に行動に起こしていくことが大切。
- 一人ひとりが選べるようになるためのしくみ・体制をつくることはとても大変。日々の選択を障害があってもできるようになれば、包括的に本人が意思決定を行える。
- どうして選挙になったのかは、他の部会の人たちからはわかりにくい。社会が奪ってしまった権利について理解していることが前提となっていることも伝えたほうが良いのではないか。
- 次年度は実際に行動に起こしていきたい。
- もっと区議会議員の人たちに障害について知ってもらうべき。
- 自分たちの権利を自分たちの言葉で伝えることは権利擁護・当事者部会で重なっている部分がある。
- ハートフル工房を利用するのはどうか。ここで候補者が演説をしてくれると良い。
- 当事者の方たちは人の顔をよく見て覚えるため、顔写真のついた投票用紙があると良い。
- 選挙はとてもデリケートなもの。偏った意見を押し付けないよう支援者側の理解が大切。
- 権利とは何か。投票行動支援が権利を考えるきっかけとなるかもしれない。
- 提言までいかなくても提案まではできる報告書にしたい。

(2) 次回日程

日時：2月18日(月) 午後6時30分～

会場：文京区民センター2階 2A会議室

- 次回できあがった権利擁護専門部会報告の承認と成年後見制度の件も議論していきたい。承認が得られれば様々なところで発表していきたい。
- 成年後見制度利用促進法に障害分野も盛り込んでいけると良い。この件も報告できると良い。
- 権利擁護のための成年後見制度がどういうものであるかまとめたものを次回提示予定。

(3) その他

特になし。

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第4回権利擁護専門部会 要点記録

- 1 日時 平成31年2月18日（月）午後6時30分～8時00分
- 2 場所 文京区民センター2階 2A会議室
- 3 出席者：松下功一（部会長）・新堀季之（副部会長）・安達勇二・美濃口和之・箱石まみ
・本山榊子・賀藤一示・久米佳江・平石進・永尾真一・渋谷尚希・小谷野恵美
欠席者：高山直樹（協議会会長）・大形利裕・浦崎寛泰・杉浦幸介
- 4 次第 1 開会
2 議題
(1) 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）について
(2) その他
- 5 配付資料
 - ・開催次第
 - ・委員名簿 【資料第1号】
 - ・文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）
 - 意思決定支援 【資料第2号】
 - 成年後見制度 【資料第3号】
 - ・第3回権利擁護専門部会要点記録 【参考資料】

6 意見等

議題

【資料第2号】について新堀副部会長より説明

- 意思形成支援、意思表出支援、意思決定支援、行動することの効果について記載しており、やってみることの重要性、行動することが大切という意見を反映している内容である。これは、投票行動の推進ではなく、意思決定支援の大切さについて記載している。

報告を受けての意見

- 成功体験の体感について、文章を平易な形に直したほうがいいのではないか
- 報告書として、親会の承諾を得られたら、A3サイズ2ページのリーフレットにして中学2年生でも読めるようにしてもいいのではないか。
- 報告書の表現が、全体的に難しい。障害者にとって、わかりやすい平易な表現にしてみてもうだろうか。
- 障害者が意思決定をするには、周囲がどのように意思表示のサポートをすればよいか、また、できれば行動してみようというリーフレットを作りたい。
- P2 リアン文京の受託→民設民営なので、この表現を修正する。

- 事務局と委員長、副委員長でこの報告書を見直して、親会に提出する方針とする。
- これがどのように活かされるのか、わかりにくいのではないか。
→区民の皆さんが理解できる内容で概略を作成。親会に3年間の部会報告として出す。
- 親会に今まで報告書を提出したことがないため、今回は提出したい。
- 結論として、報告書を親会に提出。もし、できたら概略版についても提出予定。

【資料第3号】について箱石委員より説明

- 部会としての最終的な意見がまとまっているわけではないので、まとめの部分でどのように報告するかが課題である。

説明を受けての意見

- しっかりまとめられている内容だと思う。結論的に、知的・精神障害をもつ家族の思いは、相談窓口が欲しいということだと思う。日常生活や病気のことについては、相談窓口に行けるが、後見制度については、社協で相談できるとは聞いているが、一步踏み出せていないのが家族の現実である。
- 社協では、成年後見制度の利用を迷っている人について相談に応じているのか？
- 必ずしも利用する前提で話を聞いているわけではなく、迷っている方の相談も受けている。また、後見利用の前の福祉サービス利用援助事業についても案内している。
- 相談者の中には、社協は高齢者だけが対象と勘違いしている人もいるのかもしれない。
- 社協に相談してくる方は、高齢者や精神障害者が多いが、知的障害者についても受付している。区報や文社協日より、金融機関等にも広報している。今後も、周知に力を入れていきたい。
- 例えば、知的障害の人が35歳になったら「後見人の話を聞いてみませんか?」、40歳になったら「制度について知ろう」など、年齢でお知らせを郵送すると良いのではないかと。区と社協で連携してできるかもしれない。
- 高齢者も、いつ認知症になるかわからない。知的障害者は、いつから成年後見制度を利用すればいいのか、タイミングがわからない人が多い。
- 成年後見制度について気軽に相談できることを、基本計画に盛り込んでもらえるといいのではないかと。
- 成年後見制度のパンフレットに高齢者と並べて障害者という言葉が明記してあるといいのではという意見が以前もあった。
- 知的障害者の受給者証更新手続きのときに、家族の状況について区の窓口で聞き取りをしている。後見制度について家族が興味ある場合には、社協を案内できる。しかし、家族がまだ元気なときに、唐突に成年後見の利用については勧めにくいと、年齢をきっかけにすれば、広報が実施しやすくなるのではないかと。これを広報するとしたら、社協が成年後見制度推進機関なので、実施しやすくなるかと思われる。地域にあり、相談しやすいのは社協ではないかと。
- 当事者家族として、相談窓口が社協にあるのは知っているが、まだ相談レベルには至ってないと思われ、社協に行くのをためらうことがある。消費者被害についても、警察に110番して相談するのはためらいがちである。それと同じではないかと。そこで、地域で気軽に相談できる人

がいることが大事で、民生委員がいる。民生委員が社協を紹介し、相談者の後押しをすると社協につながりやすいのではないか。

- 知的障害の家族会では、後見制度の話をすることもあるが、いざ家族だけになると実行までの気持ちが進まない。うちの子がこうなったら利用するという判断が家族には難しい。だが、区長申立て、人様に迷惑をかけるのも悪いと思う。
- 報酬について、裁判所は預金額に応じて利用者の負担額を決めてきたが、今後は後見業務の内容で決めるということになりそうである。
- 月2万円の負担が大きい。
- 成年後見制度利用促進法では、費用のことについては触れていないが、これが介護保険制度の何割負担のようになったら便利になると思う。
- 知的障害者は、後見制度の利用が長期になることで、費用の負担感が大きいことが利用につながりにくい。
- 高齢者の介護保険制度は1割負担だが、知的・精神障害は費用負担が少ない方が多い（応能負担）ので、後見制度の利用料を高く感じるのかもしれない。
- 後見人に対して、月1度訪問するケアマネと同じイメージを持っている人もいる。
- 現状の制度への不信感が大きいのではないか。
- 成年後見制度相談会ではなく、座談会形式にし、障害者団体や親の会などに声をかけたほうが、障害者の家族の要望などを聞きやすいのではないか。また、質疑応答では、前回1時間を設定し、当事者の話をお互いに聞くことができたのはよかった。
- 来年度の部会も、座談会形式にしてもいいのではないか。精神障害の家族会は、前回1人だけの参加だったから、話しにくそうだった。参加する仲間がいる座談会のほうが話しやすい。
- 障害当事者の親向けには、通所施設で保護者会がある。そこで、成年後見制度の説明を行ってもいいかもしれない。
- 本当は成年後見制度を利用しなくて済めばいいが、今のところ地域にはそのようなツールはないため、成年後見制度利用についてはひとつのツールとして検討している。
- 部会としては、意思決定支援のひとつのツールとして機能させたいというのが、一意見である。
- 文京区の地域福祉保健計画は、いつどこで作られるのか？
→現計画（H30～H32）には、中核機関の細かい内容についての記載はない。H33～の計画には、中核機関を社協に委託することについて記載予定。
- 中核機関の会議体を作る予定なのか？
→福祉政策課が主導として作る予定だが、明確なことは決まってない。区が社協に委託予定である。
- 会議体の仕組みとして、横断的に成立してない。基本的な問題ではないか。だから、議論もなかなか進まないのでは。今そのような状況なので、ぜひ踏み込んで部会の報告としてあげないといけないのでは。
- 報告書の記載について、知的障害だけでなく、精神障害の方も利用が長くなっていることとして記載する。
- 今回の2件の報告書について、事務局と委員長等で確認して修正等があればメールで連絡する。

○成年後見制度の報告書は、2月24日までに案を作成し、委員にメール等で送付する。

その他

事務局より

○今回の部会は3年間の任期になるので、これで終了になる。再任の方は区から連絡が行く。

以上

令和元年度 地域自立支援協議会交流会（東京都自立支援協議会主催）

どうすれば、私たちは 「声なき声」をきけるか

～みんなで考え、良い事例を共有しよう～

■日 時：令和元年9月2日(月)13時30分～17時

■会 場：東京都社会福祉保健医療研修センター 502教室

■対象者：各区市町村の自立支援協議会関係者

申込期限

7/26(金)

皆さんの協議会に、当事者の方の声は届いていますか？

「当事者の委員が十分に声をあげられる協議会にしたい」、「地域で生活する当事者の声を吸いあげる協議会にするにはどうしたらいい？」—このような皆さんの悩みや疑問を共有し、他の区市町村の良い取組を持ち帰っていただきたいと思えます。

各区市町村の協議会委員や事務局の皆さんによるチームでの参加をお待ちしています。

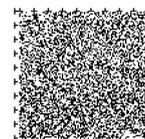
<プログラム(案)>

時間	内容
13:00～	受付開始
13:30～14:25	開会挨拶 ミニシンポジウム 地域自立支援協議会当事者委員 他
14:25～14:40	会場移動
14:40～16:40 (途中休憩あり)	グループ討議① 他の区市町村の参加者とグループを作り、意見を交換 グループ討議② 区市町村ごとに集まり、グループ討議①で意見を交換した内容の共有
16:40～17:00	【全体会】 東京都自立支援協議会会長のまとめ



<昨年度のグループ討議の様子>

参加を希望される方は、別紙「参加者用申込書(事前アンケート)」にご記入いただき、各区市町村の協議会担当を通じてお申し込みください。



※右下部に音声コードを付けています。印刷して配付する際には、音声コードの横に目印となる切込を入れてください。

※参加を希望される方は、区市町村の協議会担当に提出してください。

【参加者用】

令和元年度 地域自立支援協議会交流会 参加者用申込書

■ 参加申込み

※本交流会は、参加者の交流を目的としています。区市町村名、氏名、所属名を記載した名簿を作成し、当日参加者にのみ配布しますので、ご承知おきください。

区市町村名	氏名	協議会との関わり (複数回答可)	所属名	必要な配慮※
		1 協議会(全体会)委員 2 専門部会委員 3 事務局 4 区市町村主管課 5 その他【具体的に】	1 相談支援事業所 2 障害福祉サービス事業所 3 行政 4 障害当事者、家族 5 その他【具体的に】	1 車椅子 2 要約筆記 3 手話通訳 4 点字 5 その他【具体的に】
		該当する番号() 【その他の方は 具体的に記入してください。】	該当する番号() (名称) 【その他の方は 具体的に記入してください。】	該当する番号() 【その他の方は 具体的に記入してください。】

※必要な配慮については、内容により個別に相談させていただく場合があります。

■ 事前アンケート

※回答をとりまとめて交流会当日に配布します。(個人情報が含まれる場合は、特定できないように加工します。)

1 あなたが参加している自立支援協議会(全体会/部会)を、当事者の委員が十分に声をあげられる協議会にするためには、どのような課題があると思いますか。

(自由記述)

2 あなたが参加している自立支援協議会(全体会/部会)を、地域で生活する当事者の声を吸いあげられる協議会にするためには、どのような課題があると思いますか。また、実際に取り組んでいることはありますか。

（自由記述）

文京区障害者地域自立支援協議会〇〇専門部会報告書

部会名:

1 現状把握

--

2 現状分析

--

3 課題の整理

--

4 課題の具体的解決策の検討(実現性、優先度、得られる効果等から検討を行う)

--

5 課題の具体的解決策の提案

--

令和元年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自立支援協議会 (親会)		第1回 (5/28)					第2回					第3回		
相談支援 専門部会			第1回	→			↑			第2回	→			
就労支援 専門部会				第1回	→					第2回	→			
権利擁護 専門部会				第1回	→			第2回	→		第3回	→		
障害当事者 部会				第1回	→		第2回	→		第3回	→		第4回	
【新】 地域生活 支援専門部会				第1回	→			第2回	→		第3回	→		第4回

※別途、全体会(自立支援協議会委員及び各専門部会員が集まる会)を開催予定(時期未定)